

## ○鳥取大学学長選考・監察会議規則

平成16年4月9日  
鳥取大学規則第58号

### (趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学の管理運営に関する規則（平成16年鳥取大学規則第57号）第17条第2項の規定に基づき、鳥取大学の学長選考・監察会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 鳥取大学経営協議会規則（平成16年鳥取大学規則第68号）第2条第1項第4号に掲げる者のうちから経営協議会において選出された者 6人
  - 二 鳥取大学教育研究評議会規則（平成16年鳥取大学規則第69号）第2条第1項各号（第1号及び第2号を除く。）に掲げる者のうちから教育研究評議会において選出された者 6人
- 2 前項に掲げる委員が学長候補者となったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。
- 3 前項の規定により、第1項第1号の委員が欠員となったときは、第1項第2号の委員のうちから欠員の数と同数の委員が辞任するものとする。
- 4 第2項の規定により、第1項第2号の委員が欠員となったときは、補欠の委員を補充するものとする。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任されることができる。

2 委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (審議事項)

第4条 会議は、次に掲げる重要事項について審議する。

- 一 学長の選考基準に関すること。
- 二 学長の選考方法に関すること。
- 三 学長の選考に関すること。
- 四 学長の職務の評価に関すること。
- 五 学長の解任に関すること。
- 六 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第4項に規定する大学総括理事に関すること。
- 七 会議の議事の手続その他会議に必要な事項

### (議長)

第5条 会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、必要に応じて開催する。

第7条 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって開くものとする。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第3号の議事については、出席した委員の3分の2以上の同意を要する。

### (監事の出席)

第8条 監事は、会議に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

### (事務)

第9条 会議の事務は、総務企画部総務企画課において処理する。

### (雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月1日鳥取大学規則第83号）

この規則は、平成18年6月1日から施行し、改正後の鳥取大学学長選考会議規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月29日鳥取大学規則第24号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日鳥取大学規則第51号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日鳥取大学規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日鳥取大学規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日鳥取大学規則第58号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月7日鳥取大学規則第80号）

この規則は、令和2年12月7日から施行する。

附 則（令和3年1月25日鳥取大学規則第3号）

この規則は、令和3年1月25日から施行する。

附 則（令和4年2月22日鳥取大学規則第24号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。